



夢をかたちに

RIテーマ

会報

クラブ 会長テーマ

『人の和・縁を大切に「なかま」との楽しいふれあいを』



2008-9-17 第 849 回 / 第 850 回ジョイント例会 NO.19-8/9 2008-9-24 発行

◎司会 SAA・親睦委員会 宮本 誠

◎点鐘 副会長 大松 誠二

◎ロータリーソング「我らの生業」

ソングリーダー 菊池 敏

◎お客様紹介 副会長 大松 誠二

・弁護士 鹿島 秀樹 様

◎会務報告 副会長 大松 誠二

9月3日に行われました、第3回定例理事会の報告

1. 「ジョイント例会」についての、具体的な手続きを決定しました。
2. 当クラブの「ホームページ」の立ち上げを検討することとし、内容・見積りの資料を作成することになりました。
3. 11月27日(木)の「障がい者テニススクール」については、11月26日の定例例会を「移動例会」とし、多摩市等の後援のため趣意書を送ります。尚、本事業の予算を¥450,000と決定致しました。
4. 「東京多摩プロバスクラブ」5周年記念の依頼として同クラブが行なう「多摩の風景展」(2009年4月開催於パルテノン多摩)に後援し、冠資金として1万円を提供することとしました。
5. 中止となりました「せいせき多摩川花火大会」について、中止の広報のあり方を改善すること、受け取った保険金は、次回の大会で使用する事が報告されました。

◎幹事報告 幹事 小田 良生

1. 会長からの会務報告にもありましたが、新藤ガバナーの公式訪問の際、強いご要望のあったホームページの立ち上げについて、理事会にて資料作成することを決議し、これを受けて9月10日に地区月信・IT委員長の坂場委員長をお招きし、お話を伺いました。ホームページについて、ロータリーとしての特別の取り決めは無い、との事で、当クラブは「多摩

RC」を参考とし、出来るだけ簡素にし、簡単に更新の出来るHPでスタートする計画としました。又機材については、専用のPCを調達する事としました。

2. 本日配布資料はございません。

回覧：ガバナー月信NO.3・ハイライト米山103号
東京プロバスニュース第22号

【委員会報告】

◎出席報告 出席奨励委員会 宮村 宏

会員総数 34名

出席義務者数 33名(出席免除者1名)

出席者数：第849回 24名 第850回 23名

欠席者数：〃 9名 〃 10名

出席率：第849回 72.73% 第850回 69.70%

9月3日 最終訂正出席率 84.85%

◎ニコニコBOX パスト会長 村上 久

小坂 一郎 お蔭様で次男坊の所で、14日長男誕生しました。母子共に健康です。

大松 誠二 鹿島先生、卓話を宜しくお願いします。
今日は伊澤会長の代役です。

小田 良生 鹿島先生、卓話楽しみにしております。

赤尾 恭雄 鹿島様、本日は卓話を楽しみにしております。
宜しくお願い致します。

遠藤 二郎 鹿島秀樹先生ようこそいらっしゃいました。
卓話宜しくお願い致します。

阿部 華歌 鹿島様、本日卓話を楽しみにしております。
宜しくお願い致します。

岩野 京子 鹿島様、本日の卓話楽しみです。

菊池 敏 鹿島様、卓話楽しみにしております。

北嶋真知子 鹿島様、本日卓話楽しみにして居ります。

宮本 誠 初めてのJoint例会楽しみですね。大松さん
がんばってネ。

宮村 宏 鹿島弁護士ご苦労様です。

娘は東レバンパシフィックテニス世界予選1
回戦勝ち、2回戦39位に負けました。

海野 榮一 お久しぶりです。

村上 久 鹿島先生卓話楽しみです。宜しく願い致し
ます。

本日の合計¥27,000 (累計¥180,845)

◎グアム地区大会、スクラッチ会 菊池 敏

・グアム地区大会に出席予定の皆様は、登録料の集金をさ
せて頂きます。今月末が期限のため、今週、来週のうち
に集金させて頂きます。

・スクラッチ会について、本日メールにてお知らせしてお
ります。来週24日ですので、忘れないようお願い致しま
す。尚、次回に年会費1万円集金させて頂きます。

◎卓話『裁判員制度について』 弁護士 鹿島秀樹 様

卓話者紹介 プログラム委員会委員長 遠藤 二郎



はじめに、この「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」
つまり「裁判員法」は、平成21年5月21日施行されるこ
とに決まっております。したがって約8ヶ月後にはスター
トしていることになります。

まずは、どのような事件の裁判に裁判員が参加するのか？
と言う点ですが、この制度は「刑事裁判」に関するもので
あり、「民事裁判」に関するものではありません。また、全
ての刑事裁判が裁判員の参加を得た上で行われるというわ
けではなく、法律で「重い刑」が定められている事件につ
いて参加を求めることになります。具体的には、殺人罪・
強盗殺人罪など裁判官が3名で審理していた事件のうち特
に重大な事件について参加する、と考えて結構です。

次に、裁判員はどのように選ばれるのか？という点！第1
に、選挙権のある人から毎年クジで選び裁判所ごとに名簿
を作成します。候補者に選ばれた方には「来年度の名簿に
登録されましたよ！！」という通知と「調査票」が郵便で
届きます。そこで、裁判員に選ばれた人は何をすればいい
のか？という点、裁判官と一緒に刑事裁判を審理する法廷
に出席します。裁判員は裁判官と一緒に、被告人が有罪か
無罪か、どんな刑に処すべきか議論をして決定すること
になります。

そこで、自分は裁判員になれるのか？という点を心配され

るでしょうが、過去に犯罪を犯して禁錮・懲役とか、認知
症とか、国の行政機関の幹部・法律関係者など（他省略）
でなければ、裁判員になれるのが原則です。また、裁判員
を辞退することは、正当な理由がなければ（かなり特別な
事情がないと）辞退できないことになっております。

今！なにゆえ裁判員制度なのか？一連の司法制度の改革の
一環として浮上してきたのが、今回の裁判員制度でありま
す。要するに、「制度的に硬直化が進み、主宰者たる裁判官
も世間知らずが多いのだから、市民が直接参加することに
よって裁判に民主的な要素を注入し、その裁判内容につい
ても市民感情に即した適切なものに是正しよう。」というわ
けであります。「戦後の刑事裁判を担ってきた」との自負を
お持ちのベテラン裁判官たちは、こうした議論が起こって
きた頃、内心忸怩たる思いがあったことと推察します。私
自身は、わが国における「戦後の刑事裁判」が、大方の批
判を免れない、レベルの低いものであったとは考えており
ません。他方、新たな裁判員裁判が素晴らしい裁判に、
するという確たる保障はありませんし、各種の世論調査によ
れば、制度自体を担うべき国民からもあまり歓迎されてな
いようであります。しかしながら、従前の裁判官による刑
事裁判では法律家（プロたち）が裁判の主役を占めていた
面があったわけで、そのことが原因となり誤った判断が下
されたことも全くなかったとはいえないはずであります。
裁判員制度は、こうした従来における刑事裁判のあり方に
決定的な変革を要求することになります。法律専門家はも
ちろんのこと裁判員となった方たちが新制度の趣旨を十分
理解し、これに沿って自らの責務を果たしていけば、所謂
陪審員制度とは異なり、わが国の制度としてきちんと定着
し、よい意味での大きな変化が刑事裁判に生じることであ
ろう。皆さんの積極的かつ真摯な参加を心からお願いして
卓話を終えることと致します。



<<鹿島弁護士には、卓話の終了後も「裁判員制度」につ
いての数々の疑問点に丁寧にお答え頂きありがとうございました！また、貴重な卓話の原稿も拝借させて頂きありが
とうございました。重ねてお礼申し上げます>>

◎お礼

◎点鐘

副会長 大松 誠二

副会長 大松 誠二

(今週の担当 小泉 博)